

日本ショーペンハウアー協会倫理綱領

令和6年12月14日制定

令和7年4月1日施行

(前文)

日本ショーペンハウアー協会は、ショーペンハウアー乃至その周辺に関する思想、文学、芸術、その他の文化現象についての理解・研究及び普及を促進することを目的とする（日本ショーペンハウアー協会規約第2条）。日本ショーペンハウアー協会会員は、このことを自覚し、学会運営及び研究活動において、この目的を阻害するようなことがあってはならない。本協会では、この理念を確認し、その運用の実効性を高めるために、会員が尊重し遵守すべき事項の範囲を倫理綱領としてここに定める。

第1条 本協会の運営にあたって、会員は、公正を維持し、性別・年齢・国籍・人種・宗教・性的指向・民族的背景・障害の有無・家族状況などによって、差別的な扱いをしてはならない。とりわけ、本協会へ投稿される論文、および、本協会での発表の希望に関して、その審査にあたる会員は、公正を保った審査を行わなければならない。

第2条 会員は、本協会を、会員相互の知的研鑽のための開かれた場所として確保することに努めなければならない。とりわけ、会員どうしの自由な討論を阻害したり、特定の会員への誹謗中傷を行ったりすることは、許されない。

第3条 会員は、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど、ハラスメントに当たる行為をしてはならない。

第4条 会員は、研究資金を適正に取り扱わなくてはならない。

第5条 会員は、研究のオリジナリティを尊重し、剽窃・盗用や二重投稿等、学術倫理に反する行為をしてはならない。

第6条

(1) 会員は、第1条、第2条、第3条、第4条、第5条への侵害と思われる行為に関して、本協会のいずれかの理事を介して、本協会理事会に訴えることができる。

(2) 不正行為等の訴えがなされた場合、相談を受けた理事は、第三者性を確保しつつ理事会に報告する。理事会は、訴えの内容を検討のうえ、必要があれば、調査委員会を設置することができる。調査にあたっては申立者および申し立てを受けた側のプライバシーに配慮する。